

・自己点検・評価の理念・目的

本学（常磐大学、大学院）では、それぞれが開学以来、建学の精神と教育目標を達成・実現すべく、常に現状を検討し見直しながら、直面する問題の解決を図り、また社会の変化に対応しながら漸進的に改革を進めてきた。

1991(平成 3)年に文部省（当時）の大学設置基準の大綱化が行われ、大学運営に関する国の規制は大幅に緩和され、大学の独自性が強調されるとともにそれに伴う大学の自己責任が求められるようになった。そのため、大学がみずから「自己点検・評価」を行うことが各大学の努力義務として課されるようになった。さらに、2004(平成 16)年度からは、学校教育法の改正により、大学は文部科学省が認証した第三者認証評価機関による認証評価を 7 年に一度受けることが義務づけられた。

本学では、こうした環境変化に対して、ことさら「自己点検・評価」という名辞を用いることはなかったが、先述のように「本学はいかにあるべきか」という基本的観点から、自己点検および評価を行ない、その都度そこで確認された個別的な問題の解決を積み重ねながら、本学独自のあり方を追究してきた。しかし、全学的な取り組みとして組織的に「自己点検・評価」を開始したのは、比較的新しいことで 2002(平成 14)年度からである。

その際に、その理念と目的を以下のように確認した。

理念..... 本学の運営が、学校教育法その他の関係法規、本学の建学の精神・教育目標および本学に対する社会的ニーズに対応し、かつ本学としての独自性を発揮しながら適正に行われていくために、全学が一丸となって従来以上に本学の運営に対するアセスメント機能を高め、その成果を大学運営に反映させていかなければならない。この理念を具体的に現実化するために、本学の常設機関として全学自己点検・評価委員会などの専門機関を設置して、そこにおいて以下のような目的で本学の自己点検・評価を実施する。

目的..... 1) 大学の中心的使命が教育・研究活動にあることから、本学の自己点検・評価は、あくまでも上述のような観点から、本学の教育・研究活動の現状を、国の大学政策の方向や他大学の動向との比較を含めて、客観的に把握することを通して、問題点や課題を析出する目的で行う。

2) ただし、研究・教育活動のあり方は、本学全体の管理運営のあり方と密接に関係することから、ここでの自己・点検評価は必要に応じて後者の領域に関しても実施する。

3) このような点検・評価作業は、たんにそれに留まることなく、そこで析出された問題点や課題の具体的・実質的な解決のために行う。

4) したがって、この作業は、その実施内容がその目的達成のために実効性をもつものであるか否かを、第三者によって評価できるための仕組みがつねに担保されるような形で行われることをも、目的とする。

本年度の自己点検・評価に当たっても、これらの理念と目的は基本的に維持されている。

2008(平成 20)年 3月 1日

全学自己点検・評価委員会

